**第二条**　地方税法の一部を次のように改正する。

第二十条の二第二項中「は」の下に「送達すべき書類を特定するために必要な情報、その送達を受けるべき者の氏名及び」を加え、「送達すべき」を「その」に、「を地方団体の掲示場に掲示して行う」を「（以下この項において「公示事項」という。）を総務省令で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を地方団体の掲示場に掲示し、又は公示事項を地方団体の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによつてする」に改め、同条第三項中「掲示を始めた」を「同項の規定による措置を開始した」に改める。

第三十四条第一項第十号の二中「この号に」を「前号又はこの号に」に、「この号の」を「これらの」に改める。

第百四十九条第一項第四号イ(2)中「百分の八十」を「百分の九十」に改め、同号ロ(2)中「百分の八十五」を「百分の九十五」に改め、同項第五号イ(2)中「百分の八十」を「百分の九十」に改め、同号ロ(2)中「百分の八十五」を「百分の九十五」に改め、同項第六号イ(2)中「百分の八十」を「百分の九十」に改め、同号ロ(2)中「百分の八十五」を「百分の九十五」に改め、同号ト(2)中「平成二十七年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（第三項及び第百五十七条において「平成二十七年度基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百十五」を「令和七年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（第四項及び第百五十七条において「令和七年度基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百五」に改め、同条第二項の表第四号イ(2)の項中「百分の八十」を「百分の九十」に、「百分の百七十三」を「百分の百九十四」に改め、同表第四号ロ(2)の項中「百分の八十五」を「百分の九十五」に、「百分の百八十四」を「百分の二百五」に改め、同条第三項中「平成二十七年度基準エネルギー消費効率」を「基準エネルギー消費効率」に改め、同条第四項中「平成二十七年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（次項において「平成二十七年度基準エネルギー消費効率」という。）に改め、同項の表第四号イ(2)の項中「百分の八十」を「百分の九十」に、「百分の百十六」を「百分の百三十」に改め、同表第五号イ(2)の項中「百分の八十」を「百分の九十」に、「百分の百十六」を「百分の百三十」に改め、同表第五号ロ(2)の項中「百分の八十五」を「百分の九十五」に、「百分の百二十三」を「百分の百三十八」に改め、同表第六号イ(2)の項中「百分の八十」を「百分の九十」に、「百分の百十六」を「百分の百三十」に改め、同表第六号ロ(2)の項中「百分の八十五」を「百分の九十五」に、「百分の百二十三」を「百分の百三十八」に改め、同条第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　第一項（第六号トに係る部分に限る。）の規定は、令和七年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として総務省令で定める方法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車であつて、平成二十七年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として総務省令で定める方法によりエネルギー消費効率を算定している自動車（第百五十七条第六項において「平成二十七年度基準エネルギー消費効率算定自動車」という。）について準用する。この場合において、同号ト(2)中「令和七年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（第四項及び第百五十七条において「令和七年度基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百五」とあるのは、「平成二十七年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものに百分の百十五」と読み替えるものとする。

第百五十七条第一項中「又は第三項」を「から第四項まで」に改め、同項第一号イ(2)中「百分の七十」を「百分の八十」に改め、同号ロ(2)中「百分の八十」を「百分の八十五」に改め、同項第二号イ(2)中「百分の七十」を「百分の八十」に改め、同号ロ(2)中「百分の七十」を「百分の八十」に改め、同項第三号イ(2)中「百分の七十」を「百分の八十」に改め、同号ロ(2)中「百分の八十」を「百分の八十五」に改め、同号ト(2)中「平成二十七年度基準エネルギー消費効率」を「令和七年度基準エネルギー消費効率」に改め、同条第二項中「又は第五項」を「から第六項まで」に改め、同条第三項中「又は第五項」を「から第六項まで」に改める。

附則第十二条の二の十二中「又は第五項」を「から第六項まで」に改める。

附則第十二条の三第一項第二号中「軽油自動車」を「第百四十九条第一項第六号に規定する軽油自動車（次項第六号及び第三項第三号において「軽油自動車」という。）」に改め、同項第一号イ(2)中「百分の六十」を「百分の七十」に改め、同号ロ(2)中「百分の七十」を「百分の七十五」に改め、同項第二号イ(2)中「百分の七十」を「百分の七十五」に改め、同号ロ(2)中「百分の七十」を「百分の七十五」に改め、同項第三号イ(2)中「百分の六十」を「百分の七十」に改め、同号ロ(2)中「百分の七十」を「百分の七十五」に改め、同号ホ(2)中「平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百五」を「令和七年度基準エネルギー消費効率に百分の九十五」に改め、同条第三項中「又は第五項」を「から第六項まで」に改め、同条第四項の表第一項第一号イ(2)の項中「百分の七十」を「百分の八十」に、「百分の百七十三」を「百分の百八十四」に改め、同表第二項第一号イ(2)の項中「百分の百五十一」を「百分の百六十二」に改め、同表第五項の表第一項第一号イ(2)の項中「百分の七十」を「百分の八十」に、「百分の百二」を「百分の百十六」に改め、同表第一項第一号ロ(2)の項中「百分の八十」を「百分の八十五」に、「百分の百二十三」を「百分の百三十八」に改め、同表第一項第二号イ(2)の項中「百分の七十」を「百分の八十」に、「百分の百十六」に改め、同表第一項第二号ロ(2)の項中「百分の八十五」を「百分の九十五」に、「百分の百二十三」を「百分の百三十八」に改め、同表第一項第三号イ(2)の項中「百分の七十」を「百分の八十」に、「百分の百二」を「百分の百十六」に改め、同表第一項第三号ロ(2)の項中「百分の八十」を「百分の九十」に、「百分の八十五」に、「百分の百十六」を「百分の百二十三」に改め、同表第二項第一号イ(2)の項中「百分の六十」を「百分の七十」に、「百分の百二」を「百分の百九」に改め、同表第二項第二号イ(2)の項中「百分の六十」を「百分の七十」に、「百分の百二」に改め、同表第二項第二号ロ(2)の項中「百分の七十」を「百分の八十」に、「百分の百二」を「百分の百九」に改め、同表第二項第三号イ(2)の項中「百分の六十」を「百分の七十」に、「百分の八十七」を「百分の百二」に改め、同表第二項第三号ロ(2)の項中「百分の七十」を「百分の七十五」に、「百分の百二」を「百分の百九」に改め、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6　第一項（第三号トに係る部分に限る。）及び第二項（第三号ホに係る部分に限る。）の規定は、平成二十七年度基準エネルギー消費効率算定自動車について準用する。この場合において、第一項第三号ト(2)中「令和七年度基準エネルギー消費効率」とあるのは「基準エネルギー消費効率であつて平成二十七年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（次項第三号ホ(2)において「平成二十七年度基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百十を乗じて得た数値」と、第二項第三号ホ(2)中「令和七年度基準エネルギー消費効率に百分の九十五」とあるのは「平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百五」と読み替えるものとする。

第三百十四条の二第一項第十号の二中「この号に」を「前号又はこの号に」に、「この号の」を「これらの」に改める。

第四百五十一条第一項第一号ロ中「百分の七十」を「百分の七十五」に改め、同条第二項第一号ロ中「百分の六十」を「百分の七十五」に、「百分の百五十一」を「百分の百六十二」に改め、同表第二項第一号ロ(2)の項中「百分の七十」を「百分の八十」に、「百分の百三十」を「百分の百四十」に改め、同表第二項第二号ロ(2)の項中「百分の七十」を「百分の八十」に、「百分の百二」を「百分の百十六」に改め、同表第二項第三号ロ(2)の項中「百分の七十」を「百分の八十」に、「百分の百二」を「百分の百十六」に改め、同表第二項第四号ロ(2)の項中「百分の七十」を「百分の八十」に、「百分の百二」を「百分の百十六」に改め、同表第二項第五号ロ(2)の項中「百分の七十」を「百分の八十」に、「百分の百二」を「百分の百十六」に改め、同表第二項第六号ロ(2)の項中「百分の七十」を「百分の八十」に、「百分の百二」を「百分の百十六」に改め、同表第二項第七号ロ(2)の項中「百分の七十」を「百分の八十」に、「百分の百二」を「百分の百十六」に改め、同表第二項第八号ロ(2)の項中「百分の七十」を「百分の八十」に、「百分の百二」を「百分の百十六」に改め、同表第二項第九号ロ(2)の項中「百分の七十」を「百分の八十」に、「百分の百二」を「百分の百十六」に改め、同表第二項第十号ロ(2)の項中「百分の七十」を「百分の八十」に、「百分の百二」を「百分の百十六」に改め、同表第二項第十一号ロ(2)の項中「百分の七十」を「百分の八十」に、「百分の百二」を「百分の百十六」に改め、同表第二項第十二号ロ(2)の項中「百分の七十」を「百分の八十」に、「百分の百二」を「百分の百十六」に改め、同表第二項第十三号ロ(2)の項中「百分の七十」を「百分の八十」に、「百分の百二」を「百分の百十六」に改め、同表第二項第十四号ロ(2)の項中「百分の七十」を「百分の八十」に、「百分の百二」を「百分の百十六」に改め、同表第二項第十五号ロ(2)の項中「百分の七十」を「百分の八十」に、「百分の百二」を「百分の百十六」に改め、同表第二項第十六号ロ(2)の項中「百分の七十」を「百分の八十」に、「百分の百二」を「百分の百十六」に改め、同表第二項第十七号ロ(2)の項中「百分の七十」を「百分の八十」に、「百分の百二」を「百分の百十六」に改め、同表第二項第十八号ロ(2)の項中「百分の七十」を「百分の八十」に、「百分の百二」を「百分の百十六」に改め、同表第二項第十九号ロ(2)の項中「百分の七十」を「百分の八十」に、「百分の百二」を「百分の百十六」に改め、同表第二項第二十号ロ(2)の項中「百分の七十」を「百分の八十」に、「百分の百二」を「百分の百十六」に改め、同表第二項第二十一号ロ(2)の項中「百分の七十」を「百分の八十」に、「百分の百二」を「百分の百十六」に改め、同表第二項第二十二号ロ(2)の項中「百分の七十」を「百分の八十」に、「百分の百二」を「百分の百十六」に改め、同表第二項第二十三号ロ(2)の項中「百分の七十」を「百分の八十」に、「百分の百二」を「百分の百十六」に改め、同表第二項第二十四号ロ(2)の項中「百分の七十」を「百分の八十」に、「百分の百二」を「百分の百十六」に改め、同表第二項第二十五号ロ(2)の項中「百分の七十」を「百分の八十」に、「百分の百二」を「百分の百十六」に改め、同表第二項第二十六号ロ(2)の項中「百分の七十」を「百分の八十」に、「百分の百二」を「百分の百十六」に改め、同表第二項第二十七号ロ(2)の項中「百分の七十」を「百分の八十」に、「百分の百二」を「百分の百十六」に改め、同表第二項第二十八号ロ(2)の項中「百分の七十」を「百分の八十」に、「百分の百二」を「百分の百十六」に改め、同表第二項第二十九号ロ(2)の項中「百分の七十」を「百分の八十」に、「百分の百二」を「百分の百十六」に改め、同表第二項第三十号ロ(2)の項中「百分の七十」を「百分の八十」に、「百分の百二」を「百分の百十六」に改め、同表第二項第三十一号ロ(2)の項中「百分の七十」を「百分の八十」に、「百分の百二」を「百分の百十六」に改め、同表第二項第三十二号ロ(2)の項中「百分の七十」を「百分の八十」に、「百分の百二」を「百分の百十六」に改め、同表第二項第三十三号ロ(2)の項中「百分の七十」を「百分の八十」に、「百分の百二」を「百分の百十六」に改め、同表第二項第三十四号ロ(2)の項中「百分の七十」を「百分の八十」に、「百分の百二」を「百分の百十六」に改め、同表第二項第三十五号ロ(2)の項中「百分の七十」を「百分の八十」に、「百分の百二」を「百分の百十六」に改め、同表第二項第三十六号ロ(2)の項中「百分の七十」を「百分の八十」に、「百分の百二」を「百分の百十六」に改め、同表第二項第三十七号ロ(2)の項中「百分の七十」を「百分の八十」に、「百分の百二」を「百分の百十六」に改め、同表第二項第三十八号ロ(2)の項中「百分の七十」を「百分の八十」に、「百分の百二」を「百分の百十六」に改め、同表第二項第三十九号ロ(2)の項中「百分の七十」を「百分の八十」に、「百分の百二」を「百分の百十六」に改め、同表第二項第四十号ロ(2)の項中「百分の七十」を「百分の八十」に、「百分の百二」を「百分の百十六」に改め、同表第二項第四十一号ロ(2)の項中「百分の七十」を「百分の八十」に、「百分の百二」を「百分の百十六」に改め、同表第二項第四十二号ロ(2)の項中「百分の七十」を「百分の八十」に、「百分の百二」を「百分の百十六」に改め、同表第二項第四十三号ロ(2)の項中「百分の七十」を「百分の八十」に、「百分の百二」を「百分の百十六」に改め、同表第二項第四十四号ロ(2)の項中「百分の七十」を「百分の八十」に、「百分の百二」を「百分の百十六」に改め、同表第二項第四十五号ロ(2)の項中「百分の七十」を「百分の八十」に、「百分の百二」を「百分の百十六」に改め、同表第二項第四十六号ロ(2)の項中「百分の七十」を「百分の八十」に、「百分の百二」を「百分の百十六」に改め、同表第二項第四十七号ロ(2)の項中「百分の七十」を「百分の八十」に、「百分の百二」を「百分の百十六」に改め、同表第二項第四十八号ロ(2)の項中「百分の七十」を「百分の八十」に、「百分の百二」を「百分の百十六」に改め、同表第二項第四十九号ロ(2)の項中「百分の七十」を「百分の八十」に、「百分の百二」を「百分の百十六」に改め、同表第二項第五十号ロ(2)の項中「百分の七十」を「百分の八十」に、「百分の百二」を「百分の百十六」に改め、同表第二項第五十一号ロ(2)の項中「百分の七十」を「百分の八十」に、「百分の百二」を「百分の百十六」に改め、同表第二項第五十二号ロ(2)の項中「百分の七十」を「百分の八十」に、「百分の百二」を「百分の百十六」に改め、同表第二項第五十三号ロ(2)の項中「百分の七十」を「百分の八十」に、「百分の百二」を「百分の百十六」に改め、同表第二項第五十四号ロ(2)の項中「百分の七十」を「百分の八十」に、「百分の百二」を「百分の百十六」に改め、同表第二項第五十五号ロ(2)の項中「百分の七十」を「百分の八十」に、「百分の百二」を「百分の百十六」に改め、同表第二項第五十六号ロ(2)の項中「百分の七十」を「百分の八十」に、「百分の百二」を「百分の百十六」に改め、同表第二項第五十七号ロ(2)の項中「百分の七十」を「百分の八十」に、「百分の百二」を「百分の百十六」に改め、同表第二項第五十八号ロ(2)の項中「百分の七十」を「百分の八十」に、「百分の百二」を「百分の百十六」に改め、同表第二項第五十九号ロ(2)の項中「百分の七十」を「百分の八十」に、「百分の百二」を「百分の百十六」に改め、同表第二項第六十号ロ(2)の項中「百分の七十」を「百分の八十」に、「百分の百二」を「百分の百十六」に改め、同表第二項第六十一号ロ(2)の項中「百分の七十」を「百分の八十」に、「百分の百二」を「百分の百十六」に改め、同表第二項第六十二号ロ(2)の項中「百分の七十」を「百分の八十」に、「百分の百二」を「百分の百十六」に改め、同表第二項第六十三号ロ(2)の項中「百分の七十」を「百分の八十」に、「百分の百二」を「百分の百十六」に改め、同表第二項第六十四号ロ(2)の項中「百分の七十」を「百分の八十」に、「百分の百二」を「百分の百十六」に改め、同表第二項第六十五号ロ(2)の項中「百分の七十」を「百分の八十」に、「百分の百二」を「百分の百十六」に改め、同表第二項第六十六号ロ(2)の項中「百分の七十」を「百分の八十」に、「百分の百二」を「百分の百十六」に改め、同表第二項第六十七号ロ(2)の項中「百分の七十」を「百分の八十」に、「百分の百二」を「百分の百十六」に改め、同表第二項第六十八号ロ(2)の項中「百分の七十」を「百分の八十」に、「百分の百二」を「百分の百十六」に改め、同表第二項第六十九号ロ(2)の項中「百分の七十」を「百分の八十」に、「百分の百二」を「百分の百十六」に改め、同表第二項第七十号ロ(2)の項中「百分の七十」を「百分の八十」に、「百分の百二」を「百分の百十六」に改め、同表第二項第七十一号ロ(2)の項中「百分の七十」を「百分の八十」に、「百分の百二」を「百分の百十六」に改め、同表第二項第七十二号ロ(2)の項中「百分の七十」を「百分の八十」に、「百分の百二」を「百分の百十六」に改め、同表第二項第七十三号ロ(2)の項中「百分の七十」を「百分の八十」に、「百分の百二」を「百分の百十六」に改め、同表第二項第七十四号ロ(2)の項中「百分の七十」を「百分の八十」に、「百分の百二」を「百分の百十六」に改め、同表第二項第七十五号ロ(2)の項中「百分の七十」を「百分の八十」に、「百分の百二」を「百分の百十六」に改め、同表第二項第七十六号ロ(2)の項中「百分の七十」を「百分の八十」に、「百分の百二」を「百分の百十六」に改め、同表第二項第七十七号ロ(2)の項中「百分の七十」を「百分の八十」に、「百分の百二」を「百分の百十六」に改め、同表第二項第七十八号ロ(2)の項中「百分の七十」を「百分の八十」に、「百分の百二」を「百分の百十六」に改め、同表第二項第七十九号ロ(2)の項中「百分の七十」を「百分の八十」に、「百分の百二」を「百分の百十六」に改め、同表第二項第八十号ロ(2)の項中「百分の七十」を「百分の八十」に、「百分の百二」を「百分の百十六」に改め、同表第二項第八十一号ロ(2)の項中「百分の七十」を「百分の八十」に、「百分の百二」を「百分の百十六」に改め、同表第二項第八十二号ロ(2)の項中「百分の七十」を「百分の八十」に、「百分の百二」を「百分の百十六」に改め、同表第二項第八十三号ロ(2)の項中「百分の七十」を「百分の八十」に、「百分の百二」を「百分の百十六」に改め、同表第二項第八十四号ロ(2)の項中「百分の七十」を「百分の八十」に、「百分の百二」を「百分の百十六」に改め、同表第二項第八十五号ロ(2)の項中「百分の七十」を「百分の八十」に、「百分の百二」を「百分の百十六」に改め、同表第二項第八十六号ロ(2)の項中「百分の七十」を「百分の八十」に、「百分の百二」を「百分の百十六」に改め、同表第二項第八十七号ロ(2)の項中「百分の七十」を「百分の八十」に、「百分の百二」を「百分の百十六」に改め、同表第二項第八十八号ロ(2)の項中「百分の七十」を「百分の八十」に、「百分の百二」を「百分の百十六」に改め、同表第二項第八十九号ロ(2)の項中「百分の七十」を「百分の八十」に、「百分の百二」を「百分の百十六」に改め、同表第二項第九十号ロ(2)の項中「百分の七十」を「百分の八十」に、「百分の百二」を「百分の百十六」に改め、同表第二項第九十一号ロ(2)の項中「百分の七十」を「百分の八十」に、「百分の百二」を「百分の百十六」に改め、同表第二項第九十二号ロ(2)の項中「百分の七十」を「百分の八十」に、「百分の百二」を「百分の百十六」に改め、同表第二項第九十三号ロ(2)の項中「百分の七十」を「百分の八十」に、「百分の百二」を「百分の百十六」に改め、同表第二項第九十四号ロ(2)の項中「百分の七十」を「百分の八十」に、「百分の百二」を「百分の百十六」に改め、同表第二項第九十五号ロ(2)の項中「百分の七十」を「百分の八十」に、「百分の百二」を「百分の百十六」に改め、同表第二項第九十六号ロ(2)の項中「百分の七十」を「百分の八十」に、「百分の百二」を「百分の百十六」に改め、同表第二項第九十七号ロ(2)の項中「百分の七十」を「百分の八十」に、「百分の百二」を「百分の百十六」に改め、同表第二項第九十八号ロ(2)の項中「百分の七十」を「百分の八十」に、「百分の百二」を「百分の百十六」に改め、同表第二項第九十九号ロ(2)の項中「百分の七十」を「百分の八十」に、「百分の百二」を「百分の百十六」に改め、同表第二項第百号ロ(2)の項中「百分の七十」を「百分の八十」に、「百分の百二」を「百分の百十六」に改め、同表第二項第百一号ロ(2)の項中「百分の七十」を「百分の八十」に、「百分の百二」を「百分の百十六」に改め、同表第二項第百二号ロ(2)の項中「百分の七十」を「百分の八十」に、「百分の百二」を「百分の百十六」に改め、同表第二項第百三号ロ(2)の項中「百分の七十」を「百分の八十」に、「百分の百二」を「百分の百十六」に改め、同表第二項第百四号ロ(2)の項中「百分の七十」を「百分の八十」に、「百分の百二」を「百分の百十六」に改め、同表第二項第百五号ロ(2)の項中「百分の七十」を「百分の八十」に、「百分の百二」を「百分の百十六」に改め、同表第二項第百六号ロ(2)の項中「百分の七十」を「百分の八十」に、「百分の百二」を「百分の百十六」に改め、同表第二項第百七号ロ(2)の項中「百分の七十」を「百分の八十」に、「百分の百二」を「百分の百十六」に改め、同表第二項第百八号ロ(2)の項中「百分の七十」を「百分の八十」に、「百分の百二」を「百分の百十六」に改め、同表第二項第百九号ロ(2)の項中「百分の七十」を「百分の八十」に、「百分の百二」を「百分の百十六」に改め、同表第二項第百十号ロ(2)の項中「百分の七十」を「百分の八十」に、「百分の百二」を「百分の百十六」に改め、同表第二項第百十一号ロ(2)の項中「百分の七十」を「百分の八十」に、「百分の百二」を「百分の百十六」に改め、同表第二項第百十二号ロ(2)の項中「百分の七十」を「百分の八十」に、「百分の百二」を「百分の百十六」に改め、同表第二項第百十三号ロ(2)の項中「百分の七十」を「百分の八十」に、「百分の百二」を「百分の百十六」に改め、同表第二項第百十四号ロ(2)の項中「百分の七十」を「百分の八十」に、「百分の百二」を「百分の百十六」に改め、同表第二項第百十五号ロ(2)の項中「百分の七十」を「百分の八十」に、「百分の百二」を「百分の百十六」に改め、同表第二項第百十六号ロ(2)の項中「百分の七十」を「百分の八十」に、「百分の百二」を「百分の百十六」に改め、同表第二項第百十七号ロ(2)の項中「百分の七十」を「百分の八十」に、「百分の百二」を「百分の百十六」に改め、同表第二項第百十八号ロ(2)の項中「百分の七十」を「百分の八十」に、「百分の百二」を「百分の百十六」に改め、同表第二項第百十九号ロ(2)の項中「百分の七十」を「百分の八十」に、「百分の百二」を「百分の百十六」に改め、同表第二項第百二十号ロ(2)の項中「百分の七十」を「百分の八十」に、「百分の百二」を「百分の百十六」に改め、同表第二項第百二十一号ロ(2)の項中「百分の七十」を「百分の八十」に、「百分の百二」を「百分の百十六」に改め、同表第二項第百二十二号ロ(2)の項中「百分の七十」を「百分の八十」に、「百分の百二」を「百分の百十六」に改め、同表第二項第百二十三号ロ(2)の項中「百分の七十」を「百分の八十」に、「百分の百二」を「百分の百十六」に改め、同表第二項第百二十四号ロ(2)の項中「百分の七十」を「百分の八十」に、「百分の百二」を「百分の百十六」に改め、同表第二項第百二十五号ロ(2)の項中「百分の七十」を「百分の八十」に、「百分の百二」を「百分の百十六」に改め、同表第二項第百二十六号ロ(2)の項中「百分の七十」を「百分の八十」に、「百分の百二」を「百分の百十六」に改め、同表第二項第百二十七号ロ(2)の項中「百分の七十」を「百分の八十」に、「百分の百二」を「百分の百十六」に改め、同表第二項第百二十八号ロ(2)の項中「百分の七十」を「百分の八十」に、「百分の百二」を「百分の百十六」に改め、同表第二項第百二十九号ロ(2)の項中「百分の七十」を「百分の八十」に、「百分の百二」を「百分の百十六」に改め、同表第二項第百三十号ロ(2)の項中「百分の七十」を「百分の八十」に、「百分の百二」を「百分の百十六」に改め、同表第二項第百三十一号ロ(2)の項中「百分の七十」を「百分の八十」に、「百分の百二」を「百分の百十六」に改め、同表第二項第百三十二号ロ(2)の項中「百分の七十」を「百分の八十」に、「百分の百二」を「百分の百十六」に改め、同表第二項第百三十三号ロ(2)の項中「百分の七十」を「百分の八十」に、「百分の百二」を「百分の百十六」に改め、同表第二項第百三十四号ロ(2)の項中「百分の七十」を「百分の八十」に、「百分の百二」を「百分の百十六」に改め、同表第二項第百三十五号ロ(2)の項中「百分の七十」を「百分の八十」に、「百分の百二」を「百分の百十六」に改め、同表第二項第百三十六号ロ(2)の項中「百分の七十」を「百分の八十」に、「百分の百二」を「百分の百十六」に改め、同表第二項第百三十七号ロ(2)の項中「百分の七十」を「百分の八十」に、「百分の百二」を「百分の百十六」に改め、同表第二項第百三十八号ロ(2)の項中「百分の七十」を「百分の八十」に、「百分の百二」を「百分の百十六」に改め、同表第二項第百三十九号ロ(2)の項中「百分の七十」を「百分の八十」に、「百分の百二」を「百分の百十六」に改め、同表第二項第百四十号ロ(2)の項中「百分の七十」を「百分の八十」に、「百分の百二」を「百分の百十六」に改め、同表第二項第百四十一号ロ(2)の項中「百分の七十」を「百分の八十」に、「百分の百二」を「百分の百十六」に改め、同表第二項第百四十二号ロ(2)の項中「百分の七十」を「百分の八十」に、「百分の百二」を「百分の百十六」に改め、同表第二項第百四十三号ロ(2)の項中「百分の七十」を「百分の八十」に、「百分の百二」を「百分の百十六」に改め、同表第二項第百四十四号ロ(2)の項中「百分の七十」を「百分の八十」に、「百分の百二」を「百分の百十六」に改め、同表第二項第百四十五号ロ(2)の項中「百分の七十」を「百分の八十」に、「百分の百二」を「百分の百十六」に改め、同表第二項第百四十六号ロ(2)の項中「百分の七十」を「百分の八十」に、「百分の百二」を「百分の百十六」に改め、同表第二項第百四十七号ロ(2)の項中「百分の七十」を「百分の八十」に、「百分の百二」を「百分の百十六」に改め、同表第二項第百四十八号ロ(2)の項中「百分の七十」を「百分の八十」に、「百分の百二」を「百分の百十六」に改め、同表第二項第百四十九号ロ(2)の項中「百分の七十」を「百分の八十」に、「百分の百二」を「百分の百十六」に改め、同表第二項第百五十号ロ(2)の項中「百分の七十」を「百分の八十」に、「百分の百二」を「百分の百十六」に改め、同表第二項第百五十一号ロ(2)の項中「百分の七十」を「百分の八十」に、「百分の百二」を「百分の百十六」に改め、同表第二項第百五十二号ロ(2)の項中「百分の七十」を「百分の八十」に、「百分の百二」を「百分の百十六」に改め、同表第二項第百五十三号ロ(2)の項中「百分の七十」を「百分の八十」に、「百分の百二」を「百分の百十六」に改め、同表第二項第百五十四号ロ(2)の項中「百分の七十」を「百分の八十」に、「百分の百二」を「百分の百十六」に改め、同表第二項第百五十五号ロ(2)の項中「百分の七十」を「百分の八十」に、「百分の百二」を「百分の百十六」に改め、同表第二項第百五十六号ロ(2)の項中「百分の七十」を「百分の八十」に、「百分の百二」を「百分の百十六」に改め、同表第二項第百五十七号ロ(2)の項中「百分の七十」を「百分の八十」に、「百分の百二」を「百分の百十六」に改め、同表第二項第百五十八号ロ(2)の項中「百分の七十」を「百分の八十」に、「百分の百二」を「百分の百十六」に改め、同表第二項第百五十九号ロ(2)の項中「百分の七十」を「百分の八十」に、「百分の百二」を「百分の百十六」に改め、同表第二項第百六十号ロ(2)の項中「百分の七十」を「百分の八十」に、「百分の百二」を「百分の百十六」に改め、同表第二項第百六十一号ロ(2)の項中「百分の七十」を「百分の八十」に、「百分の百二」を「百分の百十六」に改め、同表第二項第百六十二号ロ(2)の項中「百分の七十」を「百分の八十」に、「百分の百二」を「百分の百十六」に改め、同表第二項第百六十三号ロ(2)の項中「百分の七十」を「百分の八十」に、「百分の百二」を「百分の百十六」に改め、同表第二項第百六十四号ロ(2)の項中「百分の七十」を「百分の八十」に、「百分の百二」を「百分の百十六」に改め、同表第二項第百六十五号ロ(2)の項中「百分の七十」を「百分の八十」に、「百分の百二」を「百分の百十六」に改め、同表第二項第百六十六号ロ(2)の項中「百分の七十」を「百分の八十」に、「百分の百二」を「百分の百十六」に改め、同表第二項第百六十七号ロ(2)の項中「百分の七十」を「百分の八十」に、「百分の百二」を「百分の百十六」に改め、同表第二項第百六十八号ロ(2)の項中「百分の七十」を「百分の八十」に、「百分の百二」を「百分の百十六」に改め、同表第二項第百六十九号ロ(2)の項中「百分の七十」を「百分の八十」に、「百分の百二」を「百分の百十六」に改め、同表第二項第百七十号ロ(2)の項中「百分の七十」を「百分の八十」に、「百分の百二」を「百分の百十六」に改め、同表第二項第百七十一号ロ(2)の項中「百分の七十」を「百分の八十」に、「百分の百二」を「百分の百十六」に改め、同表第二項第百七十二号ロ(2)の項中「百分の七十」を「百分の八十」に、「百分の百二」を「百分の百十六」に改め、同表第二項第百七十三号ロ(2)の項中「百分の七十」を「百分の八十」に、「百分の百二」を「百分の百十六」に改め、同表第二項第百七十四号ロ(2)の項中「百分の七十」を「百分の八十」に、「百分の百二」を「百分の百十六」に改め、同表第二項第百七十五号ロ(2)の項中「百分の七十」を「百分の八十」に、「百分の百二」を「百分の百十六」に改め、同表第二項第百七十六号ロ(2)の項中「百分の七十」を「百分の八十」に、「百分の百二」を「百分の百十六」に改め、同表第二項第百七十七号ロ(2)の項中「百分の七十」を「百分の八十」に、「百分の百二」を「百分の百十六」に改め、同表第二項第百七十八号ロ(2)の項中「百分の七十」を「百分の八十」に、「百分の百二」を「百分の百十六」に改め、同表第二項第百七十九号ロ(2)の項中「百分の七十」を「百分の八十」に、「百分の百二」を「百分の百十六」に改め、同表第二項第百八十号ロ(2)の項中「百分の七十」を「百分の八十」に、「百分の百二」を「百分の百十六」に改め、同表第二項第百八十一号ロ(2)の項中「百分の七十」を「百分の八十」に、「百分の百二」を「百分の百十六」に改め、同表第二項第百八十二号ロ(2)の項中「百分の七十」を「百分の八十」に、「百分の百二」を「百分の百十六」に改め、同表第二項第百八十三号ロ(2)の項中「百分の七十」を「百分の八十」に、「百分の百二」を「百分の百十六」に改め、同表第二項第百八十四号ロ(2)の項中「百分の七十」を「百分の八十」に、「百分の百二」を「百分の百十六」に改め、同表第二項第百八十五号ロ(2)の項中「百分の七十」を「百分の八十」に、「百分の百二」を「百分の百十六」に改め、同表第二項第百八十六号ロ(2)の項中「百分の七十」を「百分の八十」に、「百分の百二」を「百分の百十六」に改め、同表第二項第百八十七号ロ(2)の項中「百分の七十」を「百分の八十」に、「百分の百二」を「百分の百十六」に改め、同表第二項第百八十八号ロ(2)の項中「百分の七十」を「百分の八十」に、「百分の百二」を「百分の百十六」に改め、同表第二項第百八十九号ロ(2)の項中「百分の七十」を「百分の八十」に、「百分の百二」を「百分の百十六」に改め、同表第二項第百九十号ロ(2)の項中「百分の七十」を「百分の八十」に、「百分の百二」を「百分の百十六」に改め、同表第二項第百九十一号ロ(2)の項中「百分の七十」を「百分の八十」に、「百分の百二」を「百分の百十六」に改め、同表第二項第百九十二号ロ(2)の項中「百分の七十」を「百分の八十」に、「百分の百二」を「百分の百十六」に改め、同表第二項第百九十三号ロ(2)の項中「百分の七十」を「百分の八十」に、「百分の百二」を「百分の百十六」に改め、同表第二項第百九十四号ロ(2)の項中「百分の七十」を「百分の八十」に、「百分の百二」を「百分の百十六」に改め、同表第二項第百九十五号ロ(2)の項中「百分の七十」を「百分の八十」に、「百分の百二」を「百分の百十六」に改め、同表第二項第百九十六号ロ(2)の項中「百分の七十」を「百分の八十」に、「百分の百二」を「百分の百十六」に改め、同表第二項第百九十七号ロ(2)の項中「百分の七十」を「百分の八十」に、「百分の百二」を「百分の百十六」に改め、同表第二項第百九十八号ロ(2)の項中「百分の七十」を「百分の八十」に、「百分の百二」を「百分の百十六」に改め、同表第二項第百九十九号ロ(2)の項中「百分の七十」を「百分の八十」に、「百分の百二」を「百分の百十六」に改め、同表第二項第二百号ロ(2)の項中「百分の七十」を「百分の八十」に、「百分の百二」を「百分の百十六」に改め、同表第二項第二百一号ロ(2)の項中「百分の七十」を「百分の八十」に、「百分の百二」を「百分の百十六」に改め、同表第二項第二百二号ロ(2)の項中「百分の七十」を「百分の八十」に、「百分の百二」を「百分の百十六」に改め、同表第二項第二百三号ロ(2)の項中「百分の七十」を「百分の八十」に、「百分の百二」を「百分の百十六」に改め、同表第二項第二百四号ロ(2)の項中「百分の七十」を「百分の八十」に、「百分の百二」を「百分の百十六」に改め、同表第二項第二百五号ロ(2)の項中「百分の七十」を「百分の八十」に、「百分の百二」を「百分の百十六」に改め、同表第二項第二百六号ロ(2)の項中「百分の七十」を「百分の八十」に、「百分の百二」を「百分の百十六」に改め、同表第二項第二百七号ロ(2)の項中「百分の七十」を「百分の八十」に、「百分の百二」を「百分の百十六」に改め、同表第二項第二百八号ロ(2)の項中「百分の七十」を「百分の八十」に、「百分の百二」を「百分の百十六」に改め、同表第二項第二百九号ロ(2)の項中「百分の七十」を「百分の八十」に、「百分の百二」を「百分の百十六」に改め、同表第二項第二百十号ロ(2)の項中「百分の七十」を「百分の八十」に、「百分の百二」を「百分の百十六」に改め、同表第二項第二百十一号ロ(2)の項中「百分の七十」を「百分の八十」に、「百分の百二」を「百分の百十六」に改め、同表第二項第二百十二号ロ(2)の項中「百分の七十」を「百分の八十」に、「百分の百二」を「百分の百十六」に改め、同表第二項第二百十三号ロ(2)の項中「百分の七十」を「百分の八十」に、「百分の百二」を「百分の百十六」に改め、同表第二項第二百十四号ロ(2)の項中「百分の七十」を「百分の八十」に、「百分の百二」を「百分の百十六」に改め、同表第二項第二百十五号ロ(2)の項中「百分の七十」を「百分の八十」に、「百分の百二」を「百分の百十六」に改め、同表第二項第二百十六号ロ(2)の項中「百分の七十」を「百分の八十」に、「百分の百二」を「百分の百十六」に改め、同表第二項第二百十七号ロ(2)の項中「百分の七十」を「百分の八十」に、「百分の百二」を「百分の百十六」に改め、同表第二項第二百十八号ロ(2)の項中「百分の七十」を「百分の八十」に、「百分の百二」を「百分の百十六」に改め、同表第二項第二百十九号ロ(2)の項中「百分の七十」を「百分の八十」に、「百分の百二」を「百分の百十六」に改め、同表第二項第二百二十号ロ(2)の項中「百分の七十」を「百分の八十」に、「百分の百二」を「百分の百十六」に改め、同表第二項第二百二十一号ロ(2)の項中「百分の七十」を「百分の八十」に、「百分の百二」を「百分の百十六」に改め、同表第二項第二百二十二号ロ(2)の項中「百分の七十」を「百分の八十」に、「百分の百二」を「百分の百十六」に改め、同表第二項第二百二十三号ロ(2)の項中「百分の七十」を「百分の八十」に、「百分の百二」を「百分の百十六」に改め、同表第二項第二百二十四号ロ(2)の項中「百分の七十」を